

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案要綱

第一 漁港漁場整備法の一部改正

一 題名

法律の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とすること。

(題名関係)

二 目的の追加

目的規定に「漁港の活用を促進」することを追加すること。

(第一条関係)

三 漁港施設の追加

漁港施設として、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所等を追加すること。

(第三条関係)

四 意義

(一) 「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する水産物の消費の増進に関する事業又は漁港の存する

地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業をいうものとする。

(第四条の二関係)

- (二) 「漁港水面施設運営権」とは、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施するために、当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利をいうものとする。

(第四条の三関係)

五 漁港の活用の促進

- (一) 漁港施設等活用基本方針

農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針を定めなければならないものとし、漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向等を定めるものとする。

(第四十条関係)

- (二) 活用推進計画の策定

1 漁港管理者は、(一)の基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができるものとし、活用推進計画においては、漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針、漁港施設等活用事業として求められる事業内容及びその実施期間

(三十年以内)、漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地、漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合等における原状に回復するための措置に関する事項等を定めるものとする。

(第四十一条第一項から第三項まで関係)

2 漁港管理者は、活用推進計画に漁港施設の貸付けに係る事項を定めるときは、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者の同意を得なければならないものとする。

(第四十一条第四項関係)

3 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならないものとする。

(第四十一条第五項関係)

4 漁港管理者は、活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に送付しなければならないものとする。

(第四十一条第六項関係)

(三) 実施計画の作成及び認定

1 活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、漁港管理者の認定を申請することができるものとし、実施計画においては、実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地、貸付け又は占有の期間が満了した場合等における原状に回復するための措置の内容等を定めるものとすること。

（第四十二条関係）

2 漁港管理者は、1の実実施計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

イ 当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。

ロ 当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。

ハ ロに掲げるもののほか、特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

ニ 適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

（第四十三条第一項関係）

3 漁港管理者は、2の認定をするときは、あらかじめ、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び実施計画の記載事項の概要の公告、縦覧その他の漁港施設の貸付け又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用が公正な手続に従ってされることを確保するために必要な措置を講じなければならないものとする。こと。
(第四十三条第二項関係)

4 漁港管理者は、2の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、実施計画の記載事項の概要等を公表するとともに、実施計画に漁港施設の貸付けに係る事項が定められているときは、当該漁港施設の所有者に通知しなければならないものとする。こと。

(第四十三条第三項関係)

(四) 国又は地方公共団体は、国有財産法又は地方自治法の規定にかかわらず、(三)の2の認定を受けた実施計画(以下「認定計画」という。)に定められた行政財産である漁港施設を当該認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)に貸し付けることができるものとする。こと。(第四十四条関係)

(五) 認定計画に従ってする漁港施設の形質の変更、基本施設である漁港施設の利用等又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用等については、第三十七条第一項の許可、

第三十八条第一項の認可又は第三十九条第一項の許可を要しないものとする。

(第三十七条第一項ただし書、第三十八条第二項及び第三十九条第一項ただし書関係)

(六) 漁港管理者は、認定計画が(三)の2の認定要件のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとし、当該勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、(三)の2の認定を取り消すことができるものとする。

(第四十五条関係)

(七) 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、漁港施設等活用事業の実施に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができるものとする。

(第四十七条関係)

(八) 漁港水面施設運営権

1 漁港管理者は、認定計画実施者(漁港水面施設運営権に関する事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。)に漁港水面施設運営権を設定することができるものとする。

(第四十八条関係)

2 漁港管理者は、漁港水面施設運営権が設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする者の申請に係る実施計画の認定をしようとする場合には、活用推進計画に、(二)の1の事項のほか、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨、漁港水面施設運営権の水域等の事項について定めるものとする。

(第四十九条関係)

3 2の活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、(三)の1の事項のほか、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域等の事項を定めた実施計画を作成し、認定の申請をするものとする。

(第五十条関係)

4 この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者、漁港水面施設運営権を取り消された日から五年を経過しない者等は、3の実施計画の認定の申請をすることができないものとする。

(第五十一条関係)

5 漁港管理者は、3の実施計画の認定をしたときは、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定

するものとし、漁港水面施設運営権の設定は、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、漁港水面施設運営権の水域等を明らかにして行わなければならないものとする。

(第五十二条関係)

6 漁港水面施設運営権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用するものとする。

(第五十三条関係)

7 漁港水面施設運営権の存続期間は、十年以内とするものとし、当該存続期間は、その満了の際、申請により更新することができるものとする。

(第五十七条関係)

8 漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定等は、漁港水面施設運営権登録簿に登録するものとし、当該登録は、登記に代わるものとする。

(第五十八条関係)

9 不正の方法により漁港水面施設運営権を有する者となったとき、公益上やむを得ない必要が生じたとき等に該当するときは、漁港水面施設運営権の取消し等ができるものとする。

(第五十九条関係)

10 その他漁港水面施設運営権に関し所要の規定を整備すること。

(第五十四条から第五十六条まで及び第六十条関係)

六 漁港協力団体

(一) 漁港管理者は、漁港施設の維持又は保全、漁港の維持管理等に関する知識の普及及び啓発等の業務を行う団体を漁港協力団体として指定することができるものとし、漁港協力団体が当該業務を行うために必要な水面又は土地の占用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、水面又は土地の占用の許可があつたものとみなすものとする。

(第六十一条、第六十二条及び第六十五条関係)

(二) 漁港管理者は、(一)の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができるものとし、(一)の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとし、当該命令に違反したときは、その指定を取り消すことができるものとする。

(第六十三条関係)

(三) 農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に対し、(一)の業務の実施に関し必要な情報の提供又

は指導若しくは助言をするものとする。

(第六十四条関係)

七 その他

(一) 漁港の区域内にない施設を漁港施設とみなす指定の手續を緩和すること。

(第六十六条関係)

(二) 漁港管理者の処分に関する審査請求について、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる

旨の規定を廃止し、行政不服審査法に基づく手續によるものとする。

(旧第四十三条関係)

第二 水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合等が、漁場の利用に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち認定計画に基づき行う事業を実施する場合は、員外利用制限を適用しないものとする。

(第十一条第八項及び第八十七条第十一项関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 農林水産大臣は、この法律の施行の日前においても、第一の五の(一)の基本方針を定めることができる

ものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条から第十一条まで関係)